

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鹿児島県
農業委員会名： 南九州市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	1,480.0	7,620.0	3,840.0	3,534.0	246.0	9,100.0
経営耕地面積	573.0	5,626.0	2,973.0	2,653.0	0.0	6,199.0
遊休農地面積	117.6	247.9				365.5
農地台帳面積	1,547.0	9,008.0	0	0	0	10,555.0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,696
自給的農家数	1,091
販売農家数	1,878
主業農家数	941
準主業農家数	233
副業的農家数	704

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,602
女性	1,680
40代以下	1,549

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	755
基本構想水準到達者	46
認定新規就農者	9
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	20
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	6
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	20

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9,100ha	5,779.6ha	63.5%
課 題	農業従事者の減少，高齢化による遊休農地の増加，農地の分散化が農地の確保，有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
5,500ha	5,780ha	490.0ha	105.1%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員が毎月行う農地パトロール等の活動により随時，農地利用調整活動や，農地中間管理事業等による利用権設定を通じて，兼業，高齢農家等の規模縮小農家と経営規模拡大志向農家との合意形成を図り，農地の利用集積を進めて行く。
活動実績	毎月，月初めに委員は担当地区の農地パトロールを実施した。また，7月から8月にかけて，全委員で利用状況調査を実施した。 農地利用調整活動は，契約更新時期の到来した分については，担当地区の委員が更新を推進し，新たな利用権の設定についても，情報収集を行いながら推進に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	情報提供と農地中間管理事業等を活用しながら，担い手等への集積に一定の効果が見られた。
活動に対する評価	農用地の利用調整活動や，耕作放棄地解消事業も活用し担い手等への集積が行われた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	1 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5ha	0.4ha	0.1ha
課 題	条件の良い農地は他の農業者と競合するため農地の確保が難しく、また農地が散在していることも農地の確保、有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②／①×100)
2 経営体	1 経営体	50.00%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④／③×100)
1.0 ha	0.1 ha	10%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	6月:農業研修施設修了者等の今後の意向を確認する。 随時:農業経営を軌道に乗せるための技術面及び機械等整備に対する相談への対応
活動実績	農業研修施設修了者等の今後の意向確認を行うとともに、農業経営を円滑に進めるための技術面及び機械等整備等に対する指導を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業経営の現実が厳しいなか、新規参入者を確保できたことは評価できるが、目標達成に向けてさらに推進に努める必要がある。
活動に対する評価	新規参入目標を達成するため、推進方策等、様々な手立てを考えていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	9,100.0ha	365.5	4.02%
課 題	高齢化や後継者不足、農作物の価格低迷等による農業従事者の減少から、遊休農地の増加も考えられ、認定農業者等担い手の育成・確保が必要である。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
15.0ha	10.0ha	66.7%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	40人	8月～9月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～10月		
	その他の活動	特になし		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		40人	7月～8月	8月～9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月～11月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 103 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
		調査面積: 16.4 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha
活動実績	その他の活動	特になし		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	畑かん地区や基盤整備事業により整備された農地を重点的に全筆調査を実施し、遊休農地の把握を行った。
活動に対する評価	遊休農地の調査結果等を分析しながら、遊休農地の解消に向けて補助事業等の活用や認定農業者等への農地の情報提供、あっせん等を行い、解消に向けた取り組みを強化した。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	9,100 ha	0 ha
課 題	違反転用者の農地法に対する認識不足。 農業委員会だよりや市のホームページで周知するもなかなか理解を得られていない。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員会だよりや広報誌、市のホームページなどを通じて農地法制度の周知を図っていく。 農業委員を中心に毎月農地パトロールの際、調査を実施するとともに、地域住民からの情報収集にも努めていく。
活動実績	農業委員会だよりや、市のホームページで転用許可の必要性について周知するとともに、毎月農地パトロールを実施して違反転用の防止活動に努めた。
活動に対する評価	現在の農地パトロールの実施に加え、早い段階での違反転用の防止活動や荒廃農地化への懸鐘を訴えることが重要だと考えられる。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 125 件、うち許可 125 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	譲受人の耕作状況や申請者の耕作の意思、能力等を確認するとともに、農業委員による現地調査を実施して土地の所在と現況等の確認を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局より一括提案し、譲受人の耕作意思、能力、その他許可基準に適合するか質疑討論を行っている。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		125件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件	
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	審議内容は議事録によって確認できるため、市のホームページにおいて公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 114 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	毎月10日前後に農業委員4名、事務局職員4名で申請人立ち会いの下、現地調査を行い、申請内容の確認と隣接農地やその周辺地に対する影響、流末処理、立地基準の確認等を実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	現地調査を行った農業委員から調査結果の報告を行い、そのあと事務局職員による補足説明を行った後立地基準、一般基準の確認等を審議している。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	審議内容は議事録によって確認できるため、市のホームページにおいて公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		138 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		103 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	法的義務の認識不足	
	対応方針	勧告は行っていないものの、長期にわたって休止している法人があることから、今後の計画について聞き取り調査を実施して、適正な指導を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	勧告は行っていないものの、長期にわたって休止している法人があることから、今後の計画について聞き取り調査を実施して、適正な指導を行う。	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2, 415 件	公表時期 平成31年3月
		情報の提供方法： 農業委員会だよりに掲載するとともに、市のホームページに農業委員会だよりを掲載して情報提供をおこなった。	
	是正措置	特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2, 354 件	取りまとめ時期 平成31年3月
		情報の提供方法： 毎月公告を行い情報提供を行っている。	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	10, 555 ha
		データ更新： 毎月更新している。	
		公表： 全国農地ナビで個人情報以外は閲覧できる体制になった。	
	是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 平成29年度からスタートした活動に係る事務であり、今後、住民から様々な要望、意見等がでてくるとされる。 〈対処内容〉 要望、意見については適切な対応に努める。
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 関係書類の締切日を知らしてほしい。 〈対処内容〉 農業委員会だより、市の広報紙で周知しているので、農業者に対して再確認をお願いしている。

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

☒ HPに公表している

☐ その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

☒ HPに公表している

☐ その他の方法で公表している

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 鹿児島県
農業委員会名：南九州市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	2,696	農業就業者数	3,602	認定農業者	755
自給的農家数	1,091	女性	1,680	基本構想水準到達者	46
販売農家数	1,878	40代以下	1,549	認定新規就農者	9
主業農家数	941	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	233			集落営農経営	0
副業的農家数	704			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	1,480.0	7,620.0	3840.0	3534.0	246.0	9100.0
経営耕地面積	573.0	5,626.0	2973.0	2653.0	0.0	6199.0
遊休農地面積	117.6	247.9				365.5
農地台帳面積	1,547.0	9,008.0	0	0	0	10555.0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	20	20			
認定農業者	—	16			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	6			
40代以下	—	2			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	20

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9,100ha	5,779.6ha	63.5%
課 題	農業従事者の減少、高齢化による遊休農地の増加、農地の分散化が農地の確保、有効利用を図る上での課題となっている。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 5,915 ha (うち新規集積面積 135 ha)
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標達成に向けた計画
活動計画	農業委員が毎月行う農地パトロール等の活動により随時、農地利用調整活動や、農地中間管理事業等による利用権設定を通じて、兼業、高齢農家等の規模縮小農家と経営規模拡大志向農家との合意形成を図り、農地の利用集積を進めて行く。併せて、農地の「貸したい」「借りたい」アンケート調査を引き続き実施することで、農家の意向に基づくマッチングにより担い手への集積に繋げたい。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	1 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5ha	0.4ha	0.1ha
課 題	新規参入には、農業の魅力を発信し、参入しやすい環境が必要であるが、現在、条件の良い農地は他の農業者と競合するため農地の確保が難しく、また農地が散在していることも農地の確保、有効利用を図るうえでの課題となっている。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1.0ha
活動計画	農業委員会だよりや、全国農業新聞等を活用し、農業の魅力を市内にとどまらず広域に発信するとともに、新規参入者が農業に取り組みやすい環境を整えるため、農業委員、農地利用最適化推進委員に情報の取りまとめを実施してもらう。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	9,100.0ha	365.5ha	4.02%
課 題	高齢化や後継者不足、農作物の価格低迷等による農業従事者の減少から、遊休農地の増加も考えられ、認定農業者等担い手の育成・確保が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 15 ha			
		目標設定の考え方：農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標達成に向けた計画(平成35年3月 目標300ha)			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		40 人		7月～8月	8月～9月
		調査方法	農業委員・農地利用最適化推進委員のほか事務局職員，農政課等の関係部署と一体となって頴娃，知覧，川辺の各地域ごとに班を編成し農用地区域内農地を重点的に全筆調査を実施し，遊休農地の情報収集を行い，把握に努める。		
	農地の利用意向調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月		10月～11月	
	その他	農業委員による毎月の農地パトロールを中心に，解消に向けて補助事業等の活用や認定農業者への情報提供等を行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	9,100.0ha	0ha
課 題	違反転用者の農地法に対する認識不足。農業委員会だよりや市のホームページで周知するもなかなか理解を得られていない。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	農業委員会だよりや広報誌、市のホームページなどを通じて農地法制度の周知を図っていく。農業委員を中心に毎月の農地パトロールの際、調査を実施するとともに、地域住民からの情報収集にも努める。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入